

福智町空き家バンク制度の運用に関する協定書

福智町（以下「甲」という。）と ※宅建事業者（以下「乙」という。）とは、福智町空き家バンク制度の運用に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲及び乙がそれぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、相互における連携と協働による空き家バンク並びに宅地建物取引業の持続的発展に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「実施要綱」とは、福智町空き家バンク制度実施要綱（平成30年福智町要綱第30号）のことをいう。
- (2) 「事業者登録要領」とは、福智町空き家バンク制度宅建事業者登録要領（平成30年福智町要領第1号）のことをいう。
- (3) 「空き家バンクシステム」とは、空き家バンクの適正かつ円滑な運用を図ることを目的として、空き家バンク物件及び宅建事業者に関する情報を一元管理するシステムのこという。
- (4) 「ふくち暮らし」とは、移住及び定住の促進を図ることを目的として、利用者には有益な情報を提供するウェブサイトのことをいう。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施要綱及び事業者登録要領の定めるところによる。

（協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 空き家等の掘り起こし及び市場への流通
- (2) 空き家バンクを活用した不動産取引の活性化
- (3) 空き家等の解消及び不動産流通の推進

（運用体制の構築）

第4条 甲及び乙は、空き家バンクの運用に関し、次の各号に掲げる体制の構築に努めるものとする。

- (1) 相互に協議及び情報交換等を行う窓口の設置
- (2) 社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- (3) 取引の信頼性と安全性の確保

（情報等の共有）

第5条 甲及び乙は、それぞれが保有する情報等を共有し、適法かつ公正な情報提供及び支援等に関する取組みを行うものとする。

（空き家バンクシステムの活用）

第6条 空き家バンク物件の取扱いについては、甲が提供する空き家バンクシステムを用いて、甲乙相互に物件情報等の共有を図るものとする。

- 2 甲は、空き家バンクシステムを用いて、乙に対し次に掲げる処理を行うものとする。
 - (1) 媒介の依頼
 - (2) 物件登録の承認
 - (3) 物件取扱中止の報告
 - (4) その他必要となる情報提供

- 3 乙は、空き家バンクシステムを用いて、甲に対し次に掲げる処理を行わなければならない。
 - (1) 媒介依頼の受領
 - (2) 物件登録の依頼
 - (3) 媒介における進捗状況等の連絡
 - (4) 成約の報告
 - (5) 乙及び物件に関する情報の変更
 - (6) その他物件又は媒介に関する情報提供
- 4 空き家バンクに登録された物件情報は、甲が運営する「ふくち暮らし」を通じて、一般に公開されるものとする。
- 5 乙は、町内に存する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に定める取引又は自ら賃貸を行う宅地建物等（以下「宅地建物等」という。）を空き家バンクシステムに登録することができる。
- 6 前各号に掲げるもののほか、空き家バンクシステムに関する取扱いについては、甲の指示に従うものとする。

（物件の情報提供及び取引）

- 第7条 空き家バンク物件は、空き家バンク以外における情報提供及び取引等に関して、規制又は制限等を受けるものではない。
- 2 乙は、乙の属する不動産流通団体が運営するウェブサイト等を通じて、空き家バンク物件に係る物件情報を広く発信し、取引の活性化に努めなければならない。
 - 3 乙は、前条第5項に規定する宅地建物等を、積極的に空き家バンクに登録するよう努め、「ふくち暮らし」における掲載物件の増加による情報の充実及び利用率の向上に協力しなければならない。
 - 4 甲は、「ふくち暮らし」の掲載情報をもとに利用希望者からの問い合わせ等に対応するほか、必要に応じて乙又はその他宅建事業者への案内等を行うものとする。

（守秘義務）

- 第8条 甲及び乙は、空き家バンクを運用するうえで知り得た情報のうち、双方の協議において、秘密にすべきと判断された情報（以下「秘密情報」という。）に対して、秘密保持の義務を負うものとする。
- 2 甲及び乙は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する秘密情報を他に漏らしてはならない。

（有効期間等）

- 第9条 この協定の有効期間は、締結の日から事業者登録要領第8条第3項の規定による事業者登録の取消しがなされるまでの間とする。
- 2 甲は、登録要領第8条第3項第2号から第4号の規定による事業者登録の取消しを行ったときは、催告しないでこの協定を解除できるものとする。
 - 3 第1項の規定によりこの協定が解除され、乙に損害等が発生した場合であっても甲はその賠償の責めを負わないものとする。

（適用上の注意）

- 第10条 現行の実施要綱、事業者登録要領その他関係法令等（以下「関連法令等」という。）に関し、改正があった場合は、改正後の関連法令等に従って運用することを基本とする。

（その他）

- 第11条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙